

調査結果

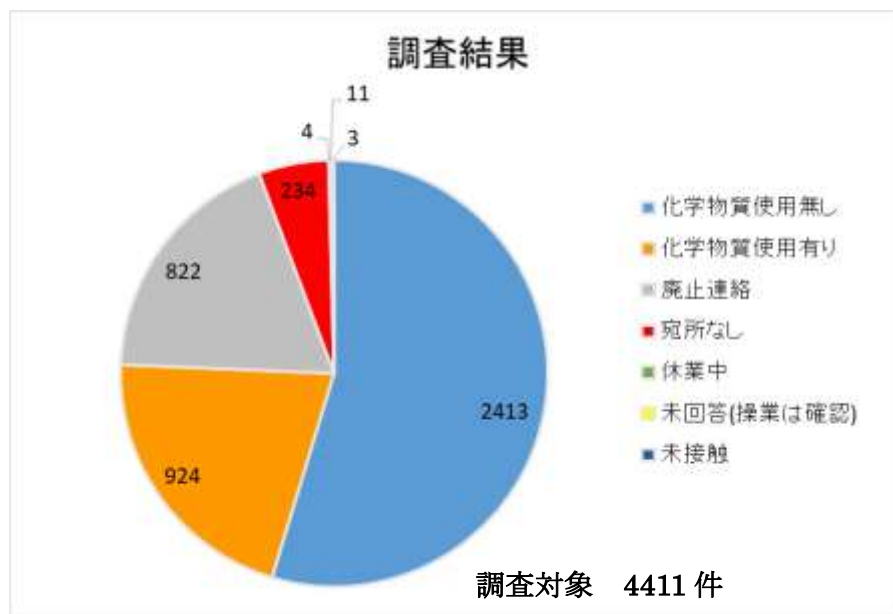
1 書面調査および立入調査結果

本調査は東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、環境確保条例という。)で定められている適正管理化学物質(以下、化学物質という。)について調査を行いました。以下の表及びグラフは書面調査の回答結果とその結果を元に行った立入調査の結果を総合して集計したものです。

	施設数	割合(%)
化学物質使用無し	2413 (うち68施設は鋼材素材に含有)	54.7
化学物質使用有り	924 (うち67施設は化学物質使用量100kg 以上/年と新たに判明)	20.9
廃止連絡	822	18.6
宛所なし	234	5.3
休業中	4	0.1
未回答 (操業は確認)	11	0.2
未接触	3	0.1
合計	4411	※99.9

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

新たに化学物質を100kg以上使用していることが分かった事業所67施設の内、従業員数が21人以上の事業所は22施設であることが分かりました。さらにその内の11施設は化学物質管理方法書が既に提出されています。

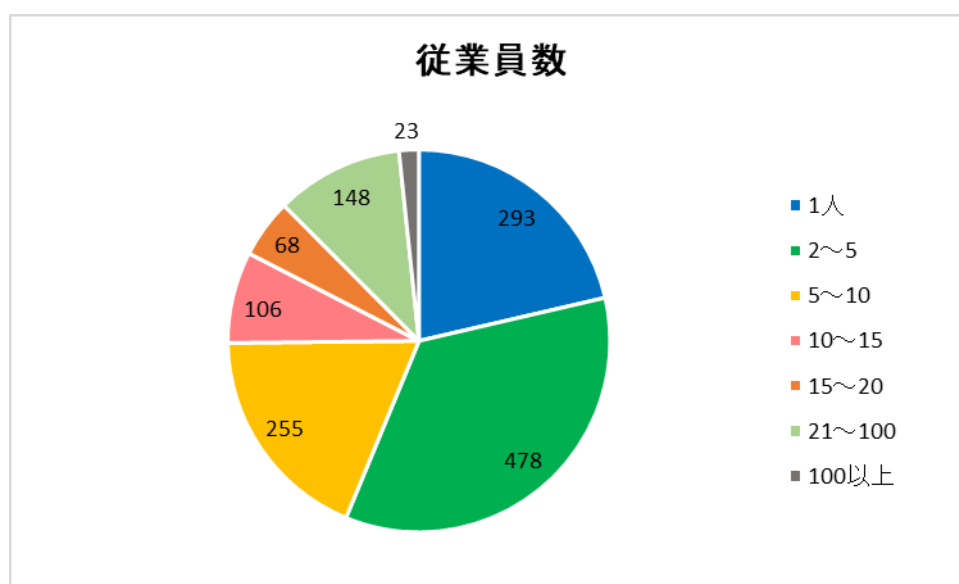


今回の調査で化学物質を使用している工場は全体の約 5 分の 1、また化学物質を使用していない工場は全体の半数以上を占めていることが分かりました。

2 従業員数

以下の表及びグラフは立入調査の結果を示したものです。

人数(人)	事業所数	割合
1	293	21.4
2以上5未満	478	34.9
5以上10未満	255	18.6
10以上15未満	106	7.7
15以上20未満	68	5.0
21以上100未満	148	10.8
100以上	23	1.7



従業員数 5 人未満の工場が半数以上を占めています。

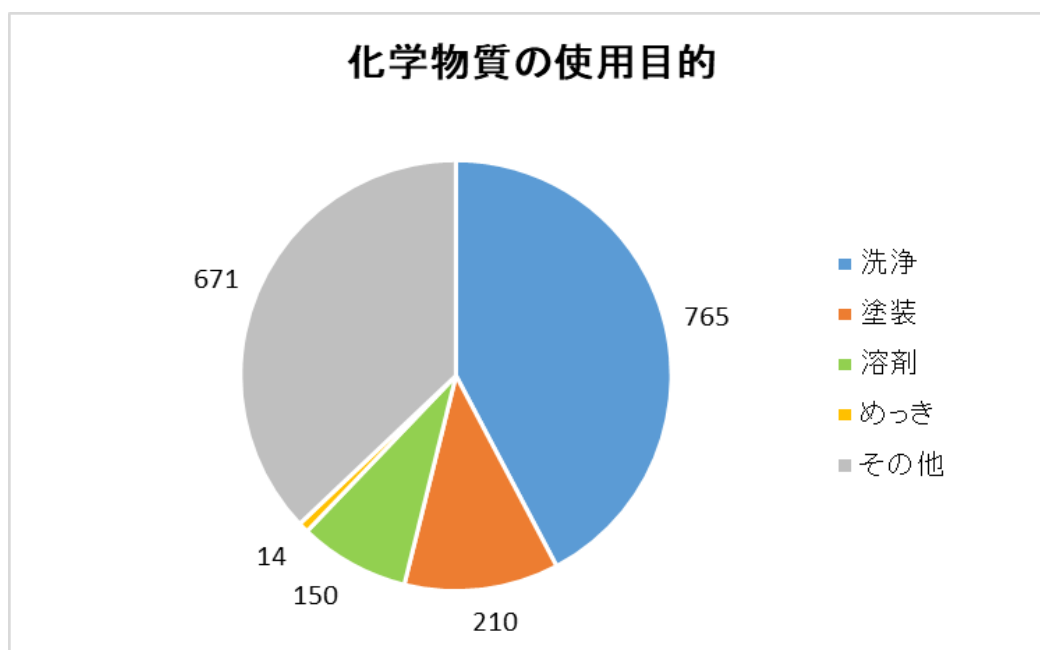
3 化学物質を含む製品の使用状況

今回の調査において工場で使用されている化学物質を含む製品は 1810 製品確認されました。以下の表及びグラフは、化学物質を含む製品を用途別および性状別、使用量別に集計したものです。

ア 用途別

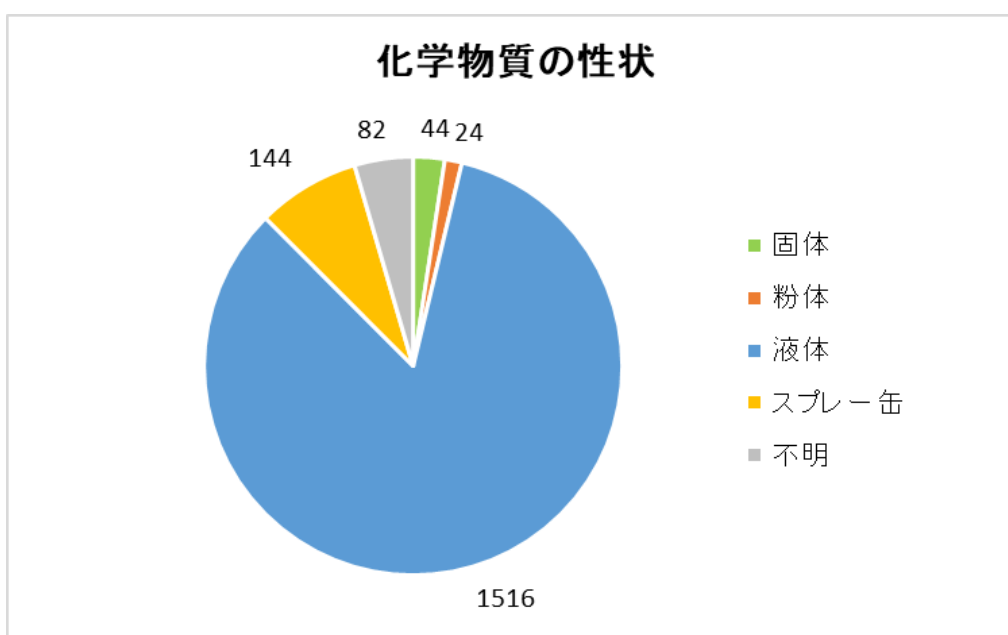
	計	割合(%)
洗浄	765	42.3
塗装	210	11.6
溶剤	150	8.3
めっき	14	0.8
その他	671	37.1
計	1810	※100.1

※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。



イ 化学物質の性状別

	計	割合(%)
固体	44	2.4
粉体	24	1.3
液体	1516	83.8
スプレー缶	144	8.0
不明	82	4.5
計	1810	100.0

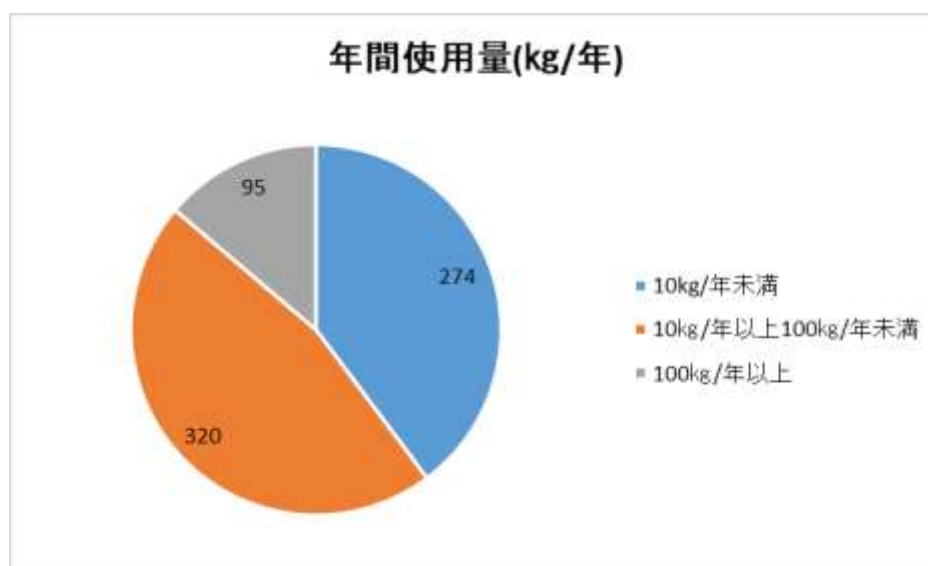


ウ 使用量別

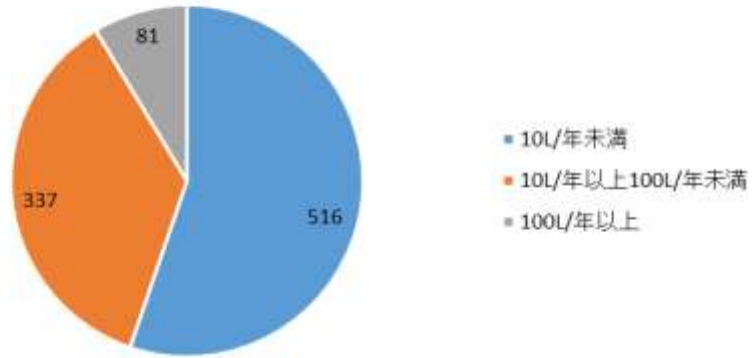
製品ごとに容量の表記が重量(kg)と体積(L)で異なるため、それぞれ分けて集計を行いました。

使用量(kg/年)	製品数	割合(%)	使用量(L/年)	製品数	割合(%)
1未満	72	10.4	1未満	216	23.1
1以上10未満	202	29.3	1以上10未満	300	32.1
10以上20未満	70	10.2	10以上20未満	110	11.8
20以上30未満	65	9.4	20以上30未満	31	3.3
30以上40未満	20	2.9	30以上40未満	75	8.0
40以上50未満	31	4.5	40以上50未満	37	4.0
50以上60未満	31	4.5	50以上60未満	14	1.5
60以上70未満	23	3.3	60以上70未満	30	3.2
70以上80未満	33	4.8	70以上80未満	7	0.7
80以上90未満	21	3.0	80以上90未満	16	1.7
90以上100未満	26	3.8	90以上100未満	17	1.8
100以上1000未満	83	12.0	100以上1000未満	73	7.8
1000以上	12	1.7	1000以上	8	0.9
計	689	※99.8	計	934	※99.9

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。



年間使用量(L/年)



4 工場で使用されている化学物質の種類ごとの取扱数

以下の表は工場で使用されている製品に含まれる化学物質を種類ごとに集計したものです。

番号※	化学物質	取扱数	番号※	化学物質	取扱数
11	キシレン	441	3	イソアミルアルコール	4
39	トルエン	416	10	カドミウム及びその化合物	3
53	メタノール	371	5	エチレン	2
4	イソプロピルアルコール	320	7	塩化ビニルモノマー	2
16	酢酸エチル	315	15	クロロホルム	2
17	酢酸ブチル	239	32	セレン及びその化合物	2
2	アセトン	184	33	チウラム	2
54	メチルイソブチルケトン	131	44	砒素及びその無機化合物	2
55	メチルエチルケトン	128	29	硝酸	1
26	ジクロロメタン	114	45	PCB	1
38	トリクロロエチレン	90	1	アクロレイン	0
57	硫酸	60	6	塩化スルホン酸	0
49	ヘキサン	53	14	クロルピクリン	0
8	塩酸	51	19	酸化エチレン	0
40	鉛及びその化合物	29	20	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く)	0
48	ふっ化水素及びその水溶性塩	22	21	四塩化炭素	0
51	ホルムアルデヒド	20	22	1, 2-ジクロロエタン	0
31	スチレン	16	23	1, 1-ジクロロエチレン	0
58	ほう素及びその化合物	14	24	1, 2-ジクロロエチレン	0
41	ニッケル	12	25	1, 3-ジクロロプロペン	0
42	ニッケル化合物	12	27	シマジン	0
50	ベンゼン	10	28	臭化メチル	0
52	マンガン及びその化合物	10	34	チオベンカルブ	0
13	六価クロム化合物	9	36	1, 1, 1-トリクロロエタン	0
9	塩素	8	37	1, 1, 2-トリクロロエタン	0
12	クロム及び三価クロム化合物	7	43	二硫化炭素	0
35	テトラクロロエチレン	7	46	ピリジン	0
18	酢酸メチル	5	56	有機燐化合物(EPN)	0
30	水銀及びその化合物	5	59	1, 4-ジオキサン	0
47	フェノール	5			

※環境確保条例で定める適正管理化学物質番号。

5 災害時等における対策について

東京都は「化学物質適正管理指針」を改正(令和3年4月1日施行)し、化学物質を取り扱う事業者による水害への備えを推進しています。今回の調査で化学物質を使用している事業所の最新の状況を把握できたことは、区として災害時等の対応にあたって重要な情報となりました。東京都が「化学物質適正管理指針」を改正したことにより、化学物質を年間100kg以上使用かつ従業員が21人以上の化学物質取扱事業者に対して、東京都は水害対策についての内容を化学物質管理方法書に盛り込み、区へ提出するように求めています。主な内容は以下の通りです。

- ①事業所が所在する地域のハザードマップを参照し、被害想定を確認する。
- ②事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止について対策等を実施するとと

もに、浸水、土砂流入、強風等の負荷に耐える設備の整備に努める。

③タンク・容器に内容物である化学物質の名称及び有害性を表示する。

④平時・水害等の発災直前・直後の対応を時系列に沿って整理した防災行動計画を整備する。

このため、今後も水害対策等災害時に備えて工場の認可時や立入等の機会をとらえ、化学物質の管理体制について継続して指導を行っていきます。